

地方独立行政法人下関市立市民病院の中期目標期間評価実施要領

平成30年5月30日決定

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条第1項の規定に基づき、設置団体の長（以下「市長」という。）が地方独立行政法人下関市立市民病院（以下「法人」という。）の中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）を実施するに当たっては、「地方独立行政法人下関市立市民病院に対する評価の基本方針（平成30年5月30日決定）」に基づき、以下の要領により実施する。

1. 項目別評価（大項目評価）の具体的方法

法人は中期目標期間業務実績報告書（様式）を作成して市長に提出する。市長は法人から提出された当実績報告書について、各事業年度の評価結果を踏まえつつ、内容を調査及び分析し、当該期間における中期目標の達成状況について評価を行う。なお、評価は次の5段階による評価とする。

- S：中期目標を大幅に上回り、特に評価すべき達成状況にある
- A：中期目標どおり達成している
- B：中期目標を概ね達成している
- C：中期目標を十分には達成していない
- D：中期目標を大幅に下回っている又は重大な改善すべき事項がある

2. 全体評価の具体的方法

項目別評価（大項目評価）の結果を踏まえ、中期目標期間における業務実績の全体的な達成状況について、記述式による総合的な評価を行う。

また、評価の中で特筆すべき取組や改善すべき取組等については、大項目ごとに記載するものとする。

3. その他

本実施要領については、法人を取り巻く環境変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。